

平成30年（2018年）3月14日
区民委員会資料
環境部生活環境担当

「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例施行規則」（案）
及び住宅宿泊事業法の施行に向けた今後のスケジュールについて

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（以下「条例」という。）が平成30年区議会第1回定例会において可決成立したことに伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めた中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を制定した。

今後、条例第6条第3項から第7項までに規定する家主同居型住宅宿泊事業に関する許可要件等を追加するため、平成30年3月中に規則の一部を改正する。

1. 規則（改正後）の主な内容

- (1) 家主同居型住宅宿泊事業の許可の要件
- (2) 家主同居型住宅宿泊事業の許可の申請
- (3) 家主同居型住宅宿泊事業の許可書
- (4) 家主同居型住宅宿泊事業の許可に際して付す条件
- (5) 周知等を行う周辺住民の範囲
- (6) 周辺住民に対する周知等に係る住宅宿泊事業の内容等及び意見等の記録
- (7) 住宅宿泊事業者の公表の方法等

※上記（5）～（7）は、制定済である。改正後の規則（案）は別紙のとおり。
なお、制定までに文言等が修正される可能性がある。

2. 施行日

この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、家主同居型住宅宿泊事業の許可申請（条例第6条第4項）の受付の開始日は、規則で定める施行の日からとする。

3. 住宅宿泊事業法の施行に向けた今後のスケジュール

平成30年4月25日 事業者向け説明会（産業振興センターで2回開催）
平成30年5月7日 家主同居型住宅宿泊事業の許可申請の受付開始
（予定）

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（平成30年中野区条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（家主同居型住宅宿泊事業の許可の要件）

第2条 条例第6条第3項の許可は、次の各号に掲げる要件を満たす住宅宿泊事業者の申請に基づき行うものとする。

- (1) 届出住宅の住所に住民登録をし、申請日までに3年以上継続して居住していること。
- (2) 法令上の義務を履行する能力があること。
- (3) 住宅宿泊事業の実施に関し、周辺住民の理解を得ていること。
- (4) 日本語で十分な意思疎通ができること。

（家主同居型住宅宿泊事業の許可の申請）

第3条 条例第6条第4項の申請は、第1号様式により行わなければならない。

（家主同居型住宅宿泊事業の許可書）

第4条 区長は、条例第6条第3項の規定により許可をしたときは、第2号様式による許可書を交付するものとする。

- 2 前項による許可を受けた住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第13条に規定する標識に、区長が定める表示を行わなければならない。
- 3 前項により表示を行った住宅宿泊事業者は、条例第6条第7項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに当該表示を取り消

さなければならない。

(家主同居型住宅宿泊事業の許可に際して付す条件)

第5条 条例第6条第5項の条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 届出住宅において、宿泊者との交流事業等を行う場合においては、周辺地域の生活環境に十分配慮すること。

(2) 次に掲げる施設の運営、活動等に対して悪影響が及ばないように宿泊者に配慮させること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定子ども園を除く。）

(3) 町会・自治会への情報提供や、地域の自治活動に参加することなどにより、住宅宿泊事業に対する地域の理解が得られるよう努めること。

(4) 宿泊者に、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす迷惑行為を行わせないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

(周知等を行う周辺住民の範囲)

第6条 条例第7条第1項及び第2項に規定する周辺住民の範囲は、次に掲げる建築物の使用者とする。

(1) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅を構成する建築物

(2) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地に隣接する土地に存する建築物（当該住宅宿泊事業を営もうとする住宅の外壁と当該建築物の外壁との水平距離が20メートルを超えるものを除く。）

(3) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が道路、公園その他の

施設に接する場合において、当該施設を挟んで存する土地で当該敷地と当該施設との境界線からの水平距離が10メートルの範囲内に存するものに存する建築物（当該住宅宿泊事業を営もうとする住宅の外壁と当該建築物の外壁との水平距離が20メートルを超えるものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める範囲の建築物

（周辺住民に対する周知等に係る住宅宿泊事業の内容等及び意見等の記録）

第7条 条例第7条第1項及び第2項に規定する住宅宿泊事業の内容は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第3条第2項第1号から第6号までに掲げる事項の内容とする。

2 条例第7条第1項の規定による周知及び同条第2項の規定による説明会の開催は、法第3条第1項の届出をしようとする日の7日前までに行わなければならない。

3 条例第7条第1項の規定による周知及び同条第2項の規定による説明会の開催に伴う当該営もうとする住宅宿泊事業に係る意見、要望及び問合せについて、当該住宅宿泊事業者は、適切かつ迅速に対応し、当該意見、要望及び問合せ並びにその対応の内容について記録をするとともに、当該記録の写しを法第3条第2項の届出書に添付しなければならない。

4 条例第8条第1号に定める書類には、区長が別に定める当該周知に係る報告書を添付しなければならない。

5 条例第8条第2号に定める書類には、区長が別に定める当該説明会の開催に係る報告書を添付しなければならない。

（住宅宿泊事業者の公表の方法等）

第8条 条例第10条第1項の規定による公表は、同項各号に定める事項を中野区ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 条例第10条第2項に規定する氏名の公表を希望しない同項の住宅宿泊事業者は、区長に対し書面によりその旨を申し出なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月15日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3項の規定は条例附則第3項及び第4項の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 住宅宿泊事業を営もうとする者が法附則第2条第1項の規定により施行日前に行う届出については、この規則の規定の適用があるものとする。

3 家主同居型住宅宿泊事業を営もうとする者が条例附則第3項の規定により施行日前に行う申請及び附則第4項の規定による許可については、この規則の適用があるものとする。